

令和6年度尾道市人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「尾道市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和6年度尾道市人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(単位：人)

		職種	採用者数	前年度採用者数
市長事務部局等		主事（一般事務職）	30	14
		学芸員（事務職兼務）	2	0
		技師	4	3
		保育士	2	2
		保健師	4	1
		栄養士	1	0
		消防吏員	7	4
		技術員	3	3
		管理主事、指導主事、主任指導主事	2	3
病院事業局	尾道市立市民病院	主事（一般事務職）	0	1
		医師	6	5
		看護師	10	7
		歯科衛生士	0	1
		診療放射線技師	1	1
		薬剤師	0	0
		管理栄養士	0	0
		理学療法士	1	0
		言語聴覚士	1	0
		作業療法士	0	0
		臨床検査技師	0	1
		臨床工学技士	0	1
		公立みづぎ総合病院	主事（一般事務職）・技士	0
	保健師		1	0
	歯科衛生士		0	0
	医師		4	5
	臨床検査技師		1	0
	作業療法士		0	0
	理学療法士		0	0
	看護師		4	8
	薬剤師		2	0
	公認心理士		0	0
	社会福祉士	1	0	
診療放射線技師	0	0		
管理栄養士	0	0		
介護福祉士	3	2		
臨床工学技士	0	1		

(2) 職員の退職等の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：人）

区分	市長事務部局等		病院事業局			
			尾道市立市民病院		公立みつぎ総合病院	
	人数	前年度人数	人数	前年度人数	人数	前年度人数
定年退職	20	0	9	1	13	0
早期退職	10	10	3	4	0	0
普通退職	18	19	18	9	24	25
分限免職	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	1	1	0	0	0	0
失職	0	0	0	0	0	0
死亡退職	0	1	1	0	0	1
計	49	31	31	14	37	26
再任用職員	10	7	4	5	0	0

(3) 部門別職員数の状況

（各年4月1日現在）

区分		職員数（人）			対前年増減（人）		
		令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年
一般行政部門	議会	8	8	8	△1	-	-
	総務企画	129	124	129	-	△5	5
	税務	47	48	47	△1	1	△1
	労働	0	0	0	-	-	-
	民生	178	178	178	△1	-	-
	衛生	82	75	77	△8	△7	2
	農林水産	36	35	37	-	△1	2
	商工	25	27	26	△1	2	△1
	土木	92	91	91	2	△1	-
	小計	597	586	593	△10	△11	7
政特別部門	教育	136	132	130	△3	△4	△2
	消防	205	202	204	1	△3	2
	小計	341	334	334	△2	△7	-
普通会計計		938	920	927	△12	△18	7
会計部門 公営企業等	病院	908	903	870	16	△5	△33
	水道	50	49	48	-	△1	△1
	交通	1	1	1	-	-	-
	下水道	14	15	16	△1	1	1
	その他	40	40	41	-	-	1
	小計	1,013	1,008	976	15	△5	△32
合計		1,951	1,928	1,903	3	△23	△25
条例定数		2,287	2,287	2,287	-	-	-

（注）職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の人事評価の状況

(1) 目的

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及び高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・業績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的としています。

(2) 内容

評価期間	4月1日から翌年3月31日まで
対象者	一般職の職員 ※退職派遣者及び他団体への派遣職員、他団体からの派遣職員等を除く。
評価方法	能力評価及び業績評価

(3) 人事評価の結果の活用

被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとします。

3-1 職員の給与の状況【市長の事務部局等】

(1) 令和6年度の人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和5年度の 人件費率(参考)
125,545人	67,909,878千円	207,367千円	10,711,555千円	15.8%	14.8%

(2) 令和6年度の職員給与費の状況（普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
920人	3,642,126千円	757,764千円	1,512,656千円	5,912,546千円	6,427千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、令和6年4月1日現在の職員数で、短時間勤務職員は含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
356,181円	434,559円	46.1	312,965円	354,837円	53.2

(4) ラスパイレス指数の推移（一般行政職）

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
100.9	100.8	100.5	100.3	100.5

(注) ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100として尾道市職員の給与水準を比較した数字です。

(5) 一般行政職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	尾道市	国
上級（大学卒）	220,000円	220,000円
中級（短大卒）	204,400円	—
初級（高校卒）	188,000円	188,000円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年
一般行政職	大学卒	322,405円	342,514円	375,559円
	高校卒	279,900円	—	365,667円
技能労務職	高校卒	—	—	—

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	係員	係員	係員	主任	係長	課長補佐	課長	部長		
職員数	15人	23人	65人	164人	83人	58人	51人	14人	473人	
構成比	3.2%	4.9%	13.7%	34.7%	17.5%	12.3%	10.8%	2.9%	100%	
参考	1年前の構成比	2.2%	5.0%	13.6%	33.0%	20.1%	12.1%	11.2%	2.8%	100%
	5年前の構成比	1.9%	5.0%	12.8%	29.5%	25.6%	11.8%	10.5%	2.9%	100%

(注) 再任用職員は含んでいません。

(8) 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

区分	尾道市			国		
期末手当 勤勉手当	国と同じ			期末手当	勤勉手当	
				6月期	1.25月分 (0.7)月分	1.05月分 (0.5)月分
				12月期	1.25月分 (0.7)月分	1.05月分 (0.5)月分
				計	2.5月分 (1.4)月分	2.1月分 (1)月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置						
退職手当	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
	支給率は国と同じ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～30%）			勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分		
				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%）		
	1人当たりの 平均支給額	自己都合	定年・早期			
		505千円	21,624千円			

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注) 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

地域手当	支給対象地域	東京都特別区	広島市	三原市
	支給率	20.0%	6.2%	3.0%
	支給対象職員数	—	3人	—
	国の制度（支給率）	20.0%	10.0%	3.0%
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額（令和6年度）	—	235,997円	—

特殊勤務手当 （令和6年度）	区分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		40.2%
	支給職員1人当たり平均支給年額		78,484円
	手当の種類（手当数）		13種類
時間外勤務手当	令和6年度	支給実績	288,299千円
		職員1人当たり平均支給年額	314千円
	令和5年度	支給実績	269,233千円
		職員1人当たり平均支給年額	287千円

区分	内容	
扶養手当	扶養親族である配偶者（課長級までの職員）	3,000円
	配偶者以外の扶養親族（子）	11,500円
	配偶者以外の扶養親族（父母等）（課長級までの職員）	6,500円
	配偶者以外の扶養親族（父母等）（部長級職員）	3,500円
	扶養親族のうち特定期間にある子（1人につき・加算）	5,000円

区分	内容		
住居手当	借家	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	最高支給限度 28,000円
通勤手当	交通用具利用者	距離に応じて支給（1km以上）	2,200円～31,600円
	最高支給限度額	交通機関・交通用具の合計	1ヶ月あたり 150,000円

(9) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	給料月額等		
給料	市長	940,000円	
	副市長	780,000円	
	教育長	680,000円	
報酬	議長	520,000円	
	副議長	480,000円	
	議員	450,000円	
期末手当	市長	6月期	2.3月分
	副市長	12月期	2.3月分
	教育長	計	4.6月分
	議長	6月期	2.3月分
	副議長	12月期	2.3月分
	議員	計	4.6月分

3-2 職員の給与の状況【上下水道局】

(1) 令和6年度の人件費の状況（令和6年度決算）

事業費用総額 (A)	純利益	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和5年度の 人件費率(参考)
5,456,146千円	212,105千円	477,687千円	8.8%	8.5%

(注) 資本的支出弁償職員に係る職員給与費は含みません。

(2) 令和6年度の職員給与費の状況（令和6年度決算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
50人	216,682千円	31,663千円	89,520千円	337,865千円	6,757千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 職員数には資本的支出弁償職員は含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

上下水道企業職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
352,439円	431,770円	45.0歳

(4) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

尾道市一般行政職と同じです。

(5) 級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	係員	係員	係員	主任	係長	課長補佐	課長	部長		
職員数	5人	2人	11人	16人	17人	8人	4人	1人	64人	
構成比	7.8%	3.1%	17.2%	25.0%	26.6%	12.5%	6.3%	1.6%	100%	
参考	1年前の構成比	6.5%	1.6%	12.9%	30.6%	25.8%	14.5%	6.5%	1.6%	100%
	5年前の構成比	0.0%	6.7%	8.3%	33.3%	30.0%	13.3%	6.7%	1.7%	100%

(注) 再任用職員は含んでいません。

(6) 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

期末手当、勤勉手当、退職手当の支給割合及び扶養手当、住居手当、通勤手当の支給額は、一般行政職と同じです。

特殊勤務手当 (令和6年度)	区分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		43.3%
支給職員1人当たり平均支給年額		21,198円	
手当の種類(手当数)		3種類	
時間外勤務手当	令和6年度	支給実績	18,805千円
		職員1人当たり平均支給年額	324千円
	令和5年度	支給実績	17,403千円
		職員1人当たり平均支給年額	300千円

3-3 職員の給与の状況【病院事業局】

(1) 令和6年度の人件費の状況（令和6年度決算）

費用額 (A)	純利益	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和5年度の 人件費率(参考)
14,632,046千円	△ 455,999千円	8,502,304千円	58.1%	56.9%

(2) 令和6年度の職員給与費の状況（令和6年度決算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
885人	3,331,830千円	1,205,006千円	1,447,411千円	5,984,247千円	6,762千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

市民病院			公立みつぎ総合病院		
区分		月額	区分		月額
企業医療職(1)	大学卒	291,400円	企業医療職(1)	大学卒	336,100円
企業医療職(3)	大学6卒	253,100円	企業医療職(2)	大学卒	208,800円
企業行政職	大学6卒	248,600円	企業医療職(3)	大学卒	225,800円
	大学卒	220,000円	企業福祉職	短大卒	181,400円
	短大卒	204,400円	企業行政職	大学卒	196,200円
	高校卒	188,000円			

(4) 級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

ア 市民病院

①企業医療職給料表（1）

区分	1級	2級	3級	4級	計
標準的な職務内容	医師	医長 副医長 統括診療副部長 診療部長 診療科長 主幹	副院長 統括診療部長	院長	
職員数	5人	19人	4人	1人	29人
構成比	17.2%	65.5%	13.8%	3.4%	100%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

②企業医療職給料表（3）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	准看護師	保健師 看護師 助産師 准看護師	保健師 看護師 助産師 准看護師	主任	師長	看護部長 副看護部長 看護科長	
職員数	0人	10人	6人	1人	0人	0人	17人
構成比	0.0%	58.8%	35.3%	5.9%	0.0%	0.0%	100%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

③企業行政職給料表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 管理栄養士 歯科衛生士 社会福祉士 公認心理師 看護師 主事			主任	看護師長 技師長 係長 専門員 薬局次長	医療技術科長補佐 課長補佐 薬局長補佐	課長 副看護部長 医療技術科長 薬局長	部長 看護部長 医療技術部長 薬剤部長	
職員数	11人	20人	202人	79人	31人	10人	8人	3人	364人
構成比	3.0%	5.5%	55.5%	21.7%	8.5%	2.7%	2.2%	0.8%	100%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 公立みつぎ総合病院

①企業医療職給料表（1）

区分	1級	2級	3級	4級	計
標準的な職務内容	医師	医師	部長 医長	院長 院長代行 副院長 施設長	
職員数	0人	4人	11人	4人	19人
構成比	—	21.1%	57.9%	21.1%	100%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

②企業医療職給料表（2）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	歯科衛生士 歯科技工士	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 管理栄養士 歯科衛生士 歯科技工士 社会福祉士 公認心理師 臨床工学技士 音楽療法士	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 歯科衛生士 社会福祉士	主任	薬局長 技師長 栄養管理室長 歯科衛生士長 社会福祉士長 専門員	薬剤部長 リハビリ部次長 医療福祉部次長 医療技術部次長	
職員数	0人	108人	0人	22人	16人	2人	148人
構成比	0.0%	73.0%	0.0%	14.9%	10.8%	1.4%	100%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

③企業医療職給料表（3）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	准看護師	保健師 看護師 助産師 准看護師	保健師 看護師 助産師 准看護師	主任	師長 専門員	看護部長 副看護部長 看護科長	
職員数	2人	104人	6人	14人	20人	4人	150人
構成比	1.3%	69.3%	4.0%	9.3%	13.3%	2.7%	100%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

④企業福祉職給料表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
標準的な職務内容	介護福祉士 介護員 看護補助者	介護福祉士	主任	係長		
職員数	84人	10人	8人	0人	0人	102人
構成比	82.4%	9.8%	7.8%	0.0%	0.0%	100%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

⑤企業行政職給料表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 技士	主事 技士	主事 技士	主任	係長 専門員	課長補佐	次長 課長 主幹 総合施設事務長	事務部長	
職員数	3人	9人	0人	8人	3人	3人	6人	1人	33人
構成比	9.1%	27.3%	0.0%	24.2%	9.1%	9.1%	18.2%	3.0%	100%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(5) 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

期末手当、勤勉手当、退職手当の支給割合は、尾道市一般行政職と同じです。

(6) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	期末手当	
給料	病院事業管理者	780,000円	6月期	2.3月分
			12月期	2.3月分
			計	4.6月分

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）（令和7年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38.75時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

（注）休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用口することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

総付与日数 (A)	総使用日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均使用日数 (B/C)	取得率 (B/A)
18,616.0日	6,073.4日	480人	12.7日	32.6%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数
217,553時間	13.5時間

（注）1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。

〔注〕2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を、対象職員（管理職を除く）数で除したものの。

5 職員の休業に関する状況

育児休業及び介護休暇の取得状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

休業の種類	付与日数・期間等	職員数	
育児休業	子が3歳に達する日まで	男性職員	10人
		女性職員	35人
介護休暇	連続する6月	6人	

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）（単位：人）

区分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号	0	0	136		136
	第2項第1号					
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			1		1
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0
計		0	0	137	0	137

(2) 懲戒処分者数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）（単位：人）

区分		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	1	0	1	1	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	3	0	0	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
計		4	0	1	1	6

7 職員のサービスの状況

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、「派遣法」という。）に基づく派遣の状況

派遣形態根拠	法人名	派遣職員数（人）		
		役員	職員	合計
一般地方独立行政法人派遣法第2条第2号	公立大学法人尾道市立大学	0	4	4

8 職員の退職管理の状況

（単位：人）

区分	民間企業	左記以外の法人
令和6年度退職者（管理職であった者）	0	2

9 職員の研修の状況

(1) 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定期間
有	平成9年2月

(2) 研修の実施状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：人）

機関別研修		研修内容	参加者数
派遣研修	市町村アカデミー（市町村職員中央研修所）	専門実務研修、政策課題研修、特別セミナー	10
	国際文化アカデミー（全国市町村国際文化研修所）	政策実務研修、国際文化研修、消防研修	16
	ひろしま自治人材開発機構	一般（階層別）研修、特別（希望参加型）研修	30
	その他の派遣研修	県実施研修、民間機関実施研修	14
独自研修	集合研修	基本（階層別）研修、特別（専門知識習得等）	1,919
	職場研修	人権研修、交通安全研修 等	3,336
	自己啓発研修	eラーニング	1,786
合計			7,111

※人数は原則として延べ人数

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

健康診断等の状況

（単位：人）

区分	受診者数
定期健康診断	725
人間ドック	1,120
情報機器作業健康診断	5

※定期健康診断については、延べ人数です。

11 勤務条件に関する措置の要求の状況

R6.3.31現在継続件数（A）	R6.4.1～R7.3.31の措置要求の件数（B）	R6.4.1～R7.3.31の終結件数（C）	R7.3.31現在継続件数（A+B-C）
0	0	0	0

12 不利益処分に関する不服申立ての状況

R6.3.31現在継続件数 (A)	R6.4.1～R7.3.31の 不服申立ての件数 (B)	R6.4.1～R7.3.31の 終結件数 (C)	R7.3.31現在継続件数 (A+B-C)
0	0	0	0

13 等級ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

(1) 市長の事務部局等

①一般職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準 となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	定型的な業務を行う職務	23	3.2	主事 技師 保育士 保健師	18 1 2 2
2級	経験を必要とする職務	41	5.8	主事 主事兼学芸員 保育士 教諭 保健師	26 2 8 1 4
3級	高度の知識又は 経験を必要とする職務	125	17.6	主事 主事兼学芸員 技師 保育士 教諭 栄養士 保健師	62 1 10 34 8 1 9
4級	本庁、出先機関又は委員会等の 事務局の主任の職務	251	35.3	主任 主事（再任用） 主事（再任用短時間） 学芸員（再任用） 技師（再任用） 技師（再任用短時間） 保育士（再任用短時間） 看護師（再任用短時間） 保健師（再任用短時間）	236 1 3 1 3 1 4 1 1
5級	本庁、出先機関又は委員会等の 事務局の係長級の職務	130	18.3	係長 支所長（再任用） 主査 主査（再任用） 主査（再任用短時間） 専門員 専門員（再任用） 専門員（再任用短時間）	51 1 2 1 1 67 1 6
6級	本庁、出先機関又は委員会等の 事務局の課長補佐級の職務	70	9.8	課長補佐 調整幹 調整幹（再任用）	64 5 1
7級	本庁、出先機関又は委員会等の 事務局の課長級（会計管理者を含 む。）の職務	56	7.9	課長 主幹 主幹（再任用） 主幹（再任用短時間）	47 4 1 4
	本庁、出先機関又は委員会等の事 務局の部長級の職務	15	2.1	部長 参事 参事（再任用）	13 1 1
	合計	711	100		

※備考 この表の職名欄において、5級の係長及び支所長（再任用）には百島支所長、浦崎支所長、人権文化センター所長、因島ふれあいセンター所長及び栗原北学校給食共同調理場長を含み、7級の課長には清掃事務所長、衛生施設センター長、南部清掃事務所長、議会事務局次長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長を含み、8級の部長には因島総合支所長、御調支所長、向島支所長、瀬戸田支所長及び議会事務局長を含む。

②消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	定型的な業務を行う職務	17	7.9	消防士	17
2級	経験を必要とする職務	16	7.4	消防副士長 消防士	3 13
3級	高度の知識又は経験を必要とする職務	70	32.4	消防士長 消防士長（再任用） 消防士長（再任用短時間） 消防副士長 消防士	59 1 5 4 1
4級	主任の職務	70	32.4	消防司令補 消防司令補（再任用短時間）	68 2
5級	係長級の職務	22	10.2	消防司令 消防司令（再任用短時間）	17 5
6級	課長補佐級の職務	13	6.0	消防司令	13
7級	課長級の職務	5	2.3	消防司令長	5
8級	次長級の職務	2	0.9	消防監	2
9級	消防局長の職務	1	0.5	消防正監	1
	合計	216	100		

③技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	定型的な業務を行う技能職員又は労務職員の職務	0	0.0	技術員	0
2級	経験を必要とする業務を行う技能職員又は労務職員の職務	1	1.4	技術員	1
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員又は労務職員の職務	17	23.0	技術員	17
4級	主任の職務	50	67.6	主任 技術員（再任用） 技術員（再任用短時間）	31 17 2
5級	専門員の職務	6	8.1	専門員	6
	合計	74	100		

(2) 上下水道局

上下水道企業職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	定型的な業務を行う職務	5	7.7	主事 技師	1 4
2級	経験を必要とする職務	2	3.1	技師	2
3級	高度の知識又は経験を必要とする職務	11	16.9	主事 技師	2 9
4級	主任の職務	16	24.6	主任	16
5級	係長級の職務	17	26.2	係長 主査 専門員	2 1 14
6級	課長補佐級の職務	8	12.3	課長補佐	8
7級	課長級の職務	5	7.7	課長 主幹（再任用短時間）	4 1
8級	局長の職務	1	1.5	局長	1
	合計	65	100		

(3) 市民病院

①企業行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	主事、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、公認心理師、診療情報管理士又は運転員の職務	11	2.9	診療放射線技師 理学療法士 言語聴覚士 看護師	1 1 1 8
2級	薬剤師の職務又は経験を必要とする職務	20	5.3	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士 看護師 管理栄養士	3 1 1 14 1
3級	高度の知識又は経験を必要とする職務	202	53.5	主事 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 看護師 歯科衛生士 公認心理師 管理栄養士 社会福祉士	9 6 7 7 6 2 2 5 148 2 1 4 3
4級	主任の職務又はこれに相当する職務	91	24.0	主任 看護師 看護師（再任用） 看護師（再任用短時間） 薬剤師（再任用） 理学療法士（再任用）	68 11 5 6 1
5級	係長、看護師長、技師長、次長若しくは専門員の職務又はこれらに相当する職務	32	8.5	係長 主査 看護師長 技師長 次長 専門員 専門員（再任用）	1 1 12 4 1 12 1
6級	課長補佐、科長補佐若しくは統括師長の職務又はこれらに相当する職務	10	2.6	課長補佐 科長補佐 局長補佐 調整幹	4 3 1 2
7級	課長、科長、薬局長若しくは副看護部長の職務又はこれに相当する職務	9	2.4	課長 副看護部長 主幹 主幹（再任用）	3 4 1 1
8級	事務部長若しくは看護部長の職務又はこれに相当する職務	3	0.8	副管理者 部長 看護部長	2 1
合計		378	100		

②企業医療職給料表（1）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師及び歯科医師で医療業務を行う職務	5	17.2	医師	5
2級	医師及び歯科医師で、相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	19	65.5	診療科長 医長 副医長	8 10 1
3級	副院長及び部長の職務	4	13.8	副院長	4
4級	院長の職務	1	3.5	院長	1
合計		29	100		

③企業医療職給料表（3）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	准看護師	0	0.0	准看護師	0
2級	看護師、保健師又は助産師の職務	10	58.8	看護師	10
3級	看護師、保健師、助産師の職務で、高度の知識又は経験を必要とする職務	6	35.3	看護師	6
4級	主任の職務又はこれに相当する職務	1	5.9	主任 看護師	1 0
5級	看護科長補佐、統括師長、調整幹、看護師長若しくは専門員の職務又はこれらに相当する職務	0	0.0	看護師長 調整幹	0 0
6級	副看護部長若しくは看護部長の職務又はこれらに相当する職務	0	0.0	看護部長 副看護部長	0 0
合計		17	100		

(4) 公立みつぎ総合病院

①企業行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	主事及び技士の職務	3	9.1	主事	3
2級	主事及び技士の職務	9	27.3	主事 技士	8 1
3級	主事及び技士の職務	0	0.0		0
4級	主事及び主任担当の職務	8	24.2	主任	8
5級	係長及び専門員の職務	3	9.1	係長 専門員	2 1
6級	課長補佐の職務	3	9.1	課長補佐	3
7級	事務部次長、課長、主幹及び総合施設事務長の職務	6	18.2	次長 課長 総合施設事務長 主幹（再任用）	1 3 1 1
8級	事務部長の職務	1	3.0	部長	1
合計		33	100		

②企業医療職給料表（1）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師及び歯科医師の職務	0	0.0		0
2級	医師及び歯科医師の職務	4	21.1	医師	4
3級	診療部長、副診療部長、診療科部長及び医長の職務	11	57.9	部長 医長	7 4
4級	院長、院長代行、副院長及び施設長の職務	4	21.1	院長 副院長	1 3
合計		19	100		

③企業医療職給料表（2）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	歯科衛生士及び歯科技工士の職務	0	0.0		0
2級	薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、相談員、管理栄養士、栄養士、音楽療法士、公認心理士及び精神保健福祉士の職務	108	73.0	薬剤師 診療放射線技師 歯科衛生士 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 社会福祉士 管理栄養士 音楽療法士 公認心理師 臨床工学技士	7 6 6 7 29 18 7 11 9 2 2 4
3級	薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、相談員、管理栄養士、栄養士、音楽療法士、公認心理士及び精神保健福祉士の職務 主任及び主任補佐の職務	0	0.0		0
4級	主任及び主任相当の職務	22	14.9	主任薬剤師 主任診療放射線技師 主任社会福祉士 主任歯科衛生士補佐 主任歯科技工士 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任作業療法士 主任言語聴覚士 主任管理栄養士 主任臨床工学技士	1 1 2 1 0 1 6 6 2 1 1
5級	薬局長、技師長、栄養管理室長、歯科衛生士長、社会福祉士長、精神保健福祉士長及び専門員の職務	16	10.8	薬局長 理学療法士技師長 作業療法士技師長 言語聴覚士技師長 診療放射線技師長 歯科衛生士長 社会福祉士長 栄養管理室長 臨床検査技師長 専門員	1 3 2 1 1 1 2 1 1 3
6級	薬剤部長、医療技術部副部長、医療技術部次長、医療福祉部次長及びリハビリ部次長の職務	2	1.4	リハビリ部次長 医療福祉部次長	1 1
	合計	148	100		

④企業医療職給料表（3）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	准看護師	2	1.3	准看護師	2
2級	保健師、助産師、看護師及び准看護師の職務	104	69.3	保健師 看護師 准看護師	3 99 2
3級	保健師、助産師、看護師及び准看護師の職務	6	4.0	看護師 准看護師	6 0
4級	主任及び主任補佐の職務	14	9.3	主任保健師 主任看護師	3 11
5級	師長及び専門員の職務	20	13.3	保健師長 看護師長 専門員	1 17 2
6級	副院長、看護部長、副看護部長、副施設長及び看護科長の職務	4	2.7	看護部長 副看護部長	1 3
合計		150	100		

⑤企業福祉職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	介護福祉士、介護員及び看護補助者の職務	84	82.4	介護福祉士 介護員 看護補助者	83 1 0
2級	介護福祉士の職務又は経験を必要とする職務	10	9.8	介護福祉士 看護補助者	9 1
3級	主任及び主任相当の職務	8	7.8	介護主任	8
4級	係長の職務	0	0.0		0
5級					
6級					
合計		102	100		